

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社テクノフレックスと称し、英文では
TECHNOFLEX CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ① 各種ラセン管及びベローズ管の製造、販売並びに配管工事
- ② 各種金属伸縮可撓管及び伸縮管の製造、販売並びに据付工事
- ③ 各種樹脂及びゴム製可撓継手の製造、販売並びに配管工事
- ④ 各種金属製貯槽容器の製造、販売並びに据付工事
- ⑤ 金属製防油堤目地補強可撓性材の製造、販売並びに据付工事
- ⑥ 冷暖房機、冷却加熱器、計器器具、電気機械、土木・建設機械、工作機械、機械工具、飲料機器部品の製造、販売、賃貸並びに修理、据付、配管工事
- ⑦ 各種介護機器の製造、販売、賃貸並びに修理、据付工事
- ⑧ 衛生、給水、消火設備・配管の製造、販売及び保守点検
- ⑨ 前各号の海外事業のコンサルタント
- ⑩ 上記事業を営む子会社への事業資金の貸付並びに債務保証
- ⑪ 不動産の管理並びに賃貸借
- ⑫ 労働者派遣事業
- ⑬ 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都台東区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社が発行することができる株式の総数は、4,000万株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の1単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第7条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規程)

第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(総会議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、8名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、又必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

4 取締役会は、その決議によって、取締役相談役を置くことができる。

(執行役員)

第22条 取締役会は、その決議によって、執行役員を選定することができる。

2 執行役員に関する事項は、取締役会の定める執行役員規程による。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第32条 当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第34条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第41条 当社は会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第43条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

2 前項の定めにかかわらず中間配当は取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当等の基準日)

第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第45条 剰余金の配当及び中間配当が、支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

2 前項の配当には利息を付けない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1 当社は、第15回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役

会の決議によって免除することができる。

- 2 第15回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第44条第2項の定めるところによる。

- （制定）2001年10月12日 設立
- （改定）2002年 1月 1日 臨時株主総会（商号変更）
- （改定）2002年 3月11日 第1回定時株主総会
- （改定）2002年 7月24日 臨時株主総会（合併契約承認）
- （改定）2003年 1月 1日 合併（商号変更、目的変更）
- （改定）2003年 3月26日 第2回定時株主総会（監査役任期変更）
- （改定）2005年 3月25日 第4回定時株主総会
- （改定）2006年12月20日 臨時株主総会（取締役会非設置）
：効力発生日；2007年1月1日
- （改定）2007年 3月23日 第6回定時株主総会（監査役非設置）
：効力発生日；2007年4月1日
- （改定）2008年12月26日 臨時株主総会（商号変更、取締役会設置、監査役設置）
：効力発生日；2009年1月1日
- （改定）2011年 8月26日 臨時株主総会（本店所在地変更）
：効力発生日；2011年8月26日
- （改定）2011年 9月 6日 臨時株主総会（公告の方法の変更）
：効力発生日；2011年9月6日
- （改定）2011年10月31日 臨時株主総会（発行可能株式総数の変更、基準日設定）
：効力発生日；2011年10月31日
- （改定）2012年1月1日 合併（目的変更、監査役会設置等）
：効力発生日；2012年1月1日
- （改定）2012年3月27日 第11回定時株主総会
（公告の方法の変更、会計監査人設置）
- （改定）2013年3月27日 第12回定時株主総会
（第6条自己株式の取得削除、取締役会の招集通知、剰余金の配当等の決定機関の変更）
- （改定）2015年3月27日 第14回定時株主総会
（取締役の責任免除、監査役の責任免除の変更）
- （改定）2016年3月28日 第15回定時株主総会（監査等委員会設置）
- （改定）2018年3月28日 第17回定時株主総会（目的追加）
- （改定）2019年9月27日 臨時株主総会（公告の方法の変更、株式の不発行、株式の譲渡制限、相続人等に対する株式の売渡請求の削除）
：効力発生日；2019年9月27日

(改定) 2022年3月25日 第21回定時株主総会

(目的追加)：効力発生日；2022年3月25日

(電子提供措置等の変更)：効力発生日；2022年9月1日

(改定) 2023年3月2日 附則の失効（電子提供措置等に関する附則の削除）

：附則失効日；2023年3月1日